

立憲民主・社民の小西洋之です。会派を代表し、質問します。

1. 日米同盟の本質について

立憲民主党は党綱領に「健全な日米関係を軸に」と我が国の外交安保における日米同盟の本質的重要性に係る認識を明記し、後に菅政権の総合海洋政策本部参与会議の意見書で同様の提言も頂いた、尖閣諸島を守り抜くための「領域警備・海上保安体制強化法案」の提出など、外交安保において真に現実的かつ実効性のある提言を行っています。

(1) 在日米軍基地の米国における意義等について

まず、本協定の審議の前提として日米同盟の本質に関する政府の見解を伺います。

かつて、膨大な駐留経費の負担増を訴えていたトランプ氏は、大統領就任後の最初の訪日で「アメリカ軍を駐留させてくれて有り難う」と述べました。これは、米国にとっていわば地上最大のグッドディールともいべき日米同盟の本質を当選後に勉強し理解した発言と解されます。

すなわち、私は、日米同盟は、世界で唯一の米国海軍の空母機動艦隊の海外母港であり、対中国のアメリカの航行の自由作戦の拠点でもある横須賀の海軍基地、嘉手納や岩国などの空軍や海兵隊の航空基地等々、日米同盟に基づく在日米軍基地がなければ、アメリカはアジア太平洋地域はもとよりインド洋、中東地域に至るまで効果的な軍事プレゼンスを一秒たりとも保持できず、一言で言うならば超大国たり得なくなるのであり、アメリカにおいて日米同盟こそが世界で最重要の同盟関係であると考えます。

加えて、安倍内閣以前の日米ガイドラインにおいても、この日本領土である在日米軍基地を守る主担当は精強なる我が自衛隊であるとされているのであります。安定した親米の社会、高度な技術力や本議案の駐留経費負担等々を含め、日本のような同盟国をアメリカはインド太平洋地域はもとより世界中のどこを探しても見付けることはできず、いかなる代償を提供しても手にすることはできないと解されます。

以上、申し上げたような事実関係等を踏まえ、政府としても、日米同盟は米国にとっても世界で最重要の同盟であり、他に劣ることがない重要な同盟であるとの認識にあるのか、横須賀第七艦隊等の守備範囲たる前方展開範囲、あるいは、自由で開かれたインド太平洋の確保における在日米軍基地の

意義・役割等々の重要な具体例を示しつつ、外務大臣の明確な答弁を求めます。

(2) 米国の日本防衛義務の実効性について

更に、岸防衛大臣は衆院で日米同盟はインド太平洋地域の公共財とも述べていますが、もし、米国が、日米安保条約第5条の日本防衛義務を果たさないことがある場合は、これだけの圧倒的かつ死活的ともいふべき恩恵を被っている同盟関係をいわば裏切り、政府の言うところの公共財を破棄するものとして、国際社会における米国の国家としての信頼は失墜し、かつ、日米同盟ですら機能しないという意味で米国が他国と有する同盟関係の信頼も回復不能なほどに毀損してしまうものと考えますが、外務大臣の見解を伺います。

(3) 核共有等について

また、この米国の日本防衛義務の実効性との関連で、政府は米国の日本防衛の一環とする核抑止力についてその実効性に何か疑問を持っているのか、もし、持っていないのであれば、現在、安倍元首相や茂木前外務大臣など自民党の要人が主張している核共有の必要性等の議論は日本防衛のための政策的な合理性を有するものであると考えるのか、外務大臣の見解を求めます。

また、併せて、岸田総理が答弁している自衛隊の戦闘機等が核兵器を使用する核共有の事例は、法理として、憲法9条との関係で可能なものなのかどうか、9条に違反しないとする場合はどのようなものがあり得るのか、当該事例を政府の9条解釈に当てはめて政府統一見解たる答弁を外務大臣に求めます。

(4) 日米同盟が双務条約と考えるか等について

このように、日米同盟は米国においても、冷戦期から今日に至るまで他に代替の効かない死活的かつ圧倒的なメリットのある条約関係であり、故に、歴代政府は、日本が米国の防衛義務を負わない日米安保条約は、双務条約であるとしてきました。安倍内閣が強行した安保法制の集団的自衛権行使は、この双務関係を超えて自衛隊が米国への武力攻撃を排除する役割を与えたものであり、今日においては日米同盟は日本が在日米軍基地を提供するだけでなく米軍の防衛義務をも負った片務条約になっているのではないかと、外務大臣の見解を伺います。

また、併せて、政府は、集団的自衛権行使を容認した7.1閣議決定以前に、米国から我が国が憲法規範やその解釈を変えて集団的自衛権行使を容認するよう求められたことは一度もないと答弁していますが、岸田内閣においても同様の事実認識にあるか、外務大臣に質問します。

(5) 日米安保条約第3条について

ここで、こうした日米同盟の本質を顧みることなく安倍内閣が強行し、岸田内閣に引き継がれている集団的自衛権行使の容認は、昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」という文言を「同盟国に対する外国の武力攻撃」の意味に恣意的に読み替え、歴代政府の9条解釈の基本的な論理なるものを同見解文書の中に捏造した法解釈ですらない不正行為による憲法違反であることが国会質疑により立証され、そのことが元最高裁判事、元内閣法制局長官の国会陳述、複数の公法学者の学術論文、朝日新聞・東京新聞の社説報道等でも確認されています。

他方、この違憲の集団的自衛権行使の容認は、同時に、日米安保条約第三条に違反するものともなっています。

実は、安保条約三条には、日本は米国のために違憲である集団的自衛権を行使しなくてよいと、主権国家同士の国際約束が明記されているのです。すなわち、アメリカが上院決議により、全ての同盟国と締結している共通条項の第三条が、日米安保第三条だけはNATO条約などと異なり特別の文言変更がなされています。このことは、安保改定当時の政府答弁において、集団的の能力という文言を「それぞれの能力」と変更し、憲法9条を意味するとの外相説明とともに「憲法上の規定に従うことを条件として」との文言を付け加えるなど、日本による集団的自衛権行使を法的に免責した条文として作り込まれたことが明確かつ詳細に答弁されているのであります。

更には、当時の岸信介首相は、後の証言録において、「日本の憲法によれば、日本は、アメリカの日本防衛に相応する義務をアメリカに負えないわけだからね。日本としては、ただ基地を提供するとか、憲法の範囲内で防衛力を漸増するという非常に気の抜けた対応になっているわけだ。」等と述べています。

岸防衛大臣に伺います。条約は、法的効力において法律に優位します。この岸元総理の証言や安保改定時の政府答弁をどのように考えるのかを具体的に示しながら、限定的な集団的自衛権行使の容認は日米の国会の条約承認権を侵奪した違憲・違法と考えるかどうかについて、答弁を求めます。

(6) 日米同盟のリスクについて

さらに、健全な日米同盟の維持・発展のためには、日米同盟の本質について、我が国が世界最強の軍事力を有する米国の抑止力・防衛力を受ける目的・効果の一方で、そのリスクについても直視し、隠すことなく国民に説明する必要があります。

防衛大臣に伺いますが、仮に、台湾海峡有事、すなわち、米国と中国の本格的な武力紛争が生じた場合には、米軍の軍事作戦の死活的基盤である嘉手納や岩国、佐世保等々の在日米軍基地が中国軍の攻撃対象となる、あるいは

は、なり得るといふのはまともな軍事専門家の誰もが一致する見解ですが、政府もそのような認識にあるのか、答弁を求めます。

さらに、外務大臣に伺いますが、安保条約に基づく「岸・ハーター交換公文」において、米軍が在日米軍基地を用いて戦闘作戦行動を行う場合は事前に日本政府に協議を行うことが義務付けられていますが、一般論として、米軍が在日米軍基地を利用して他国領域に向けたミサイル発射を行う場合は、戦闘作戦行動に該当し事前協議の対象となると考えているのでしょうか。同交換公文には戦闘作戦行動とは直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動とされ、その典型例として、在日米軍基地からの航空部隊による爆撃等が示されていることとの論理的整合性に触れつつ、外務大臣の答弁を求めます。

さらに、在日米軍基地を巡ってはオミクロン株の流入をも引き起こした日米地位協定の他国に比しての多大なる制約、辺野古基地建設の強行、横田空域・低空飛行・騒音・環境問題等々、解決すべき深刻な諸問題が存在することを指摘し、以下、従来とは本質的な変容を遂げている本特別協定の質問に入ります。

2. 日米同盟と駐留経費負担の在り方

政府は、本特別協定に基づく在日米軍駐留負担経費について、「同盟強靱化予算」との通称を設定し、これまでの在日米軍の駐留を支援することに重きを置いた経費負担から、日米同盟を一層強化する基盤を構築していくという点に重点が移ったと説明していますが、どのような負担変更によりかつての思いやり予算が同盟強靱化予算へと変容したのか外務大臣に答弁を求めます。

これに関し、今回初めていわゆるLVCシステム（※実働・バーチャル・仮想敵による訓練システム）、サイバー実戦訓練装置、戦闘射撃訓練用標的装置の米軍の調達費用を負担することとしていますが、こうした米軍が所有することになる軍隊の装備品そのものを特別協定で負担したことがこれまでであったのか、また、なぜこれらの資機材を在日米軍の駐留に伴う経費負担と観念することができるのか、更には、これらの資機材を自衛隊が訓練共用することもあることを大義名分としていますが、そもそも、自衛隊自ら日本防衛のためにこれらの資機材を調達する必要はないのか、について具体的な説明を外務大臣及び防衛大臣に求めます。

更に、政府は、提供施設整備についても、航空機の掩体及び整備用格納庫

など、在日米軍の即応性向上及び抗堪性強化に資する事業に重点化していくと
していますが、近年の嘉手納基地の例では部品倉庫、貨物管理棟、家族用住
宅などの整備であったものが、在日米軍基地への武力攻撃の防護施設であり
武力の構成要素そのものである掩体・格納庫などへの重点整備と変容させる
目的やその内外に生じ得る影響の認識について外務大臣の答弁をお願いいた
します。

いずれにしても、政府は、本特別協定を、日米地位協定第 24 条に定める米
国の経費負担の原則の暫定的、限定的、特例的な措置との説明を変えていま
せんが、米軍の装備そのものの負担を引き受け、武力の構成要素そのものの
負担を重点化していくことが、果たして暫定的等の対応に止まり得るものな
のか、将来的に同盟強靱化の名の下に米側から過大かつ場合によっては同盟
関係のあり方をも変容し得るような要求を受けることにならないのか、更に
は、「同盟強靱化予算」との通称は在日米軍の駐留に伴う経費との説明では合
理的な説明が困難な負担を引き受け、それを糊塗するために用いられた名称
ではないか、外務大臣の答弁を求めます。

3. 国防、安全保障、外交を包含する平和創造戦略について

結びに、かつての中曽根総理の答弁を皆様にご紹介申し上げます。

「憲法及びその憲法に基づいてできている日米安全保障条約、その重みと
いうものは非常に重いものでありまして、その命ずるところに従って国政は
行わるべきであり、防衛は行わるべきである、それを逸脱してはならない、
これは鉄則であります。」。

この答弁は、昭和五十八年二月八日、衆議院の予算委員会で、ソ連のバッ
クファイアなどの爆撃戦闘機がアメリカの第七艦隊を攻撃する、それを自衛
隊が守らなくてよいのか、すなわち、冷戦最中の米ソ正面戦争という安倍政
権の安保法制の設定とは比べものにならないほどの烈度下における、限定的
な集団的自衛権の行使について、その憲法適合性、自衛隊の行動のあるべき
について問われたものです。

当時の角田法制局長官は、自らが第一部長として作成に関与した昭和四十
七年政府見解を用いながら、ソ連の我が国に対する武力攻撃の着手に至らな
い事例設定である以上、この限定的な集団的自衛権を明確に違憲と断じ、そ
れに対する質疑者の「それで日本の防衛が全うできますか」との更問に対し
て中曽根総理は先のような「鉄則答弁」をしています。

中曽根元総理の憲法の基本原理等に関する見解は私とは大きく異なるところ
もございしますが、この法の支配、立憲主義及び日米同盟の本質に基づく見
解については深く敬意を表すところです。

他方、安全保障は、武力によってのみなされるものではなく、平和主義の理念の力による取組も本質的に重要であります。

去る3月2日の本院のロシア侵略非難決議においては、ウクライナ国民が憲法前文の平和的生存権を有することを宣言し、3月7日の本院予算委では岸田総理が同趣旨の答弁並びに現在の世界各国の市民の侵略を非難しウクライナ国民の生命・尊厳を思い連帯する行動は、憲法前文のもう一つの平和主義「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」の具体的表れであると答弁しています。

まさに、我が国を始め世界各国の国民が困難を引き受けてでも、ロシアへの経済制裁等を支持し行動する力の本質を謳ったものと言えるものと存じます。

現下のウクライナ情勢を始めとして政府が憲法前文の平和主義の理念をどのように活かそうとしているのか、また、政府として、元総理の「鉄則」見解を現在も引き継ぎ、国防・外交・安全保障を大目的として包含すると解される平和創造（Peace Creation）のために、我が国としてどのような平和創造戦略があるべきと考えているのか、外務大臣に格調高い答弁をお願いして、私からの代表質問とします。

以上